

## 消防関係法令による蓄電池設備の規制体系

蓄電池設備の位置、構造及び管理については、以下の法体系により市町村条例で規制している。

○消防法（昭和23年法律第186号）第9条（概要）  
 ⇒「火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める」



（条例制定基準を政令で規定）

○消防法施行令（昭和36年政令第27号）第5条から第5条の5（概要）  
 ⇒「対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る法第九条の規定に基づく条例の制定に関する基準は、次のとおりとする。」

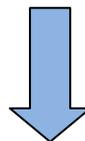


（細部は総務省令で規定）

○対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令  
 （平成14年総務省令第24号）



○火災予防条例（例）  
 ⇒「この条例は、消防法第九条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について定めるとともに、〇〇市（町・村）における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。」



（火災予防条例（例）を参考に、市町村の火災予防条例が制定される。）

市町村の火災予防条例

## 消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第八十六号）

第九条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

## 消防法施行令（昭和三十六年三月二十五日政令第三十七号）

（対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する条例の基準）

第五条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であつて総務省令で定めるもの（以下この条及び第五条の四において「対象火気設備等」という。）の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る法第九条の規定に基づく条例の制定に関する基準（以下この条から第五条の五までにおいて「条例制定基準」という。）は、次のとおりとする。

一 対象火気設備等は、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、建築物その他の土地に定着する工作物（次条第一項第一号において「建築物等」という。）及び可燃物までの間に、対象火気設備等の種類ごとに総務省令で定める火災予防上安全な距離を保つ位置に設けること。

二 対象火気設備等は、可燃物が落下し、又は接触するおそれがなく、かつ、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

三 対象火気設備等を屋内に設ける場合にあつては、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、総務省令で定める不燃性の床等の上に設けること。

四 総務省令で定める消費熱量以上の対象火気設備等を屋内に設ける場合にあつては、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、外部への延焼を防止するための措置が講じられた室に設けること。

五 対象火気設備等は、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、不燃材料で造る等防火上有効な措置が講じられた構造とすること。

六 対象火気設備等は、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、その周囲において火災が発生するおそれが少ないよう防火上有効な措置が講じられた構造とすること。

七 対象火気設備等は、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造とすること。

八 対象火気設備等の燃料タンク及び配管は、総務省令で定めるところにより、燃料の漏れを防止し、かつ、異物を除去する措置が講じられた構造とすること。

九 対象火気設備等は、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、その風道、燃料タンク等について、ほこり、雨水その他当該対象火気設備等の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが入らないようにするための措置が講じられた構造とすること。

十 対象火気設備等には、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、その内部の温度又は蒸気圧が過度に上昇した場合その他当該対象火気設備等の使用に際し異常が生じた場合において安全を確保するために必要な装置を設けること。

十一 対象火気設備等については、必要な点検及び整備を行い、その周囲の整理及び清掃に努める等適切な管理を行うこと。

2 前項に規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準については、対象火気設備等の種類ごとに総務省令で定める。

3 火を使用する設備以外の対象火気設備等であつて、その機能、構造等により第一項に定める条例制定基準によることが適当でない認められるものについては、当該条例制定基準に関して、当該対象火気設備等の種類ごとに総務省令で特例を定めることができる。

# 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令

(平成十四年三月六日総務省令第二十四号)

## 第一章 総則

### (趣旨)

第一条 この省令は、消防法施行令（以下「令」という。）**第五条 及び第五条の二 の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定めるものとする。**

### (定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 対象火気設備等 消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第九条 に規定する火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であって、次条に定めるものをいう。
- 二 対象火気器具等 法第九条 に規定する火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、第十八条各号に掲げるものをいう。
- 三 不燃材料 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号 に規定する不燃材料をいう。
- 四 準不燃材料 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第五号 に規定する準不燃材料をいう。
- 五 耐火構造 建築基準法第二条第七号 に規定する耐火構造をいう。
- 六 建築物等 令第五条第一項第一号 に規定する建築物等をいう。
- 七 建築設備 建築基準法第二条第三号 に規定する建築設備をいう。
- 八 配管設備等 建築設備のうち、火を使用する部分及び燃料タンクを除いたものをいう。
- 九 入力 対象火気設備等の最大の消費熱量をいう。

## 第二章 対象火気設備等に関する基準

### (対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項 各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

- 一 炉
- 二 ふろがま
- 三 温風暖房機
- 四 厨房設備
- 五 ボイラー
- 六 ストープ（移動式のものを除く。以下同じ。）
- 七 乾燥設備
- 八 サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。）
- 九 簡易湯沸設備（入力が十二キロワット以下の湯沸設備をいう。以下同じ。）
- 十 給湯湯沸設備（簡易湯沸設備以外の湯沸設備をいう。以下同じ。）
- 十一 燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第十六条第四号イを除き、以下同じ。）
- 十二 ヒートポンプ冷暖房機
- 十三 火花を生ずる設備（グラビア印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、反毛機その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいう。以下同じ。）
- 十四 放電加工機（加工液として法第二条第七項 に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）
- 十五 変電設備（全出力二十キロワット以下のもの及び第二十号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- 十六 内燃機関を原動力とする発電設備
- 十七 **蓄電池設備（四千八百アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）**

十八 ネオン管灯設備

十九 舞台装置等の電気設備（舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備をいう。以下同じ。）

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）

（屋内において総務省令で定める不燃性の床等の上に設けることを要しない場合）

第六条 令第五条第一項第三号の防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 対象火気設備等を不燃材料のうち金属で造られた床上又は台上に設ける場合に、当該対象火気設備等の底面の通気を図る等、直接熱が伝わらない措置が講じられた場合

二 対象火気設備等が簡易湯沸設備又は燃料電池発電設備である場合

（不燃性の床等）

第七条 令第五条第一項第三号の総務省令で定める不燃性の床等は、不燃材料のうち金属以外のもので造られた床若しくは台又は土間とする。

（消費熱量）

第八条 令第五条第一項第四号の総務省令で定める消費熱量は、三百五十キロワット（厨房設備にあっては、同一室内に設ける全ての厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット）とする。

（延焼防止の措置を要しない場合）

第九条 令第五条第一項第四号の防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、対象火気設備等の周囲に有効な空間を保有する等、外部に熱が伝わらないための措置を講じた場合とする。

（火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造）

第十条 令第五条第一項第五号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。

一 対象火気設備等の使用に際し、火災の発生のおそれのある部分は、不燃材料で造ること。

二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあっては、その風道並びにその被覆及び支柱を不燃材料で造ること。

三 燃料タンク（液体燃料を使用するものに係るものに限る。第十六条を除き、以下同じ。）とたき口（内燃機関を原動力とする発電設備にあっては、内燃機関。以下同じ。）との間には、二メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。

四 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

五 液体燃料を予熱する方式のものにあっては、その配管（建築設備を除く。）又は燃料タンクを直火で予熱しないものとするとともに、過度の予熱を防止する措置が講じられたものとする。

六 気体燃料又は液体燃料を使用するものにあっては、多量の未燃ガスが滞留しない措置が講じられたものとする。

七 電気を熱源とするものにあっては、その電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用すること。

八 温風暖房機にあっては、その熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。

九 固体燃料を使用するストーブにあっては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること。

十 燃料電池発電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備にあっては、その排気筒（配管設備等を除く。）は、防火上有効なものとする。

十一 ネオン管灯設備にあっては、次によること。

イ 点滅装置には、不燃材料で造った覆いを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあっては、この限りでない。

ロ 支柱その他ネオン管灯に近接する取付け材は、木材（難燃合板を除く。）又は合成樹脂（不燃性及び

難燃性のものを除く。)を用いないこと。

十二 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備にあつては、次によること。

イ 電灯の充電部は、露出させないこと。

ロ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。

ハ 一の電線を二以上の分岐回路に使用しないこと。

十三 急速充電設備にあつては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

(周囲に火災が発生するおそれが少ない構造)

第十一条 令第五条第一項第六号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その周囲において火災が発生するおそれが少ないよう防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。

一 表面の温度が過度に上昇しないものとする。

二 炉にあつては、溶融物等があふれるおそれのある部分に、あふれた溶融物等を安全に誘導する装置を設けること。

三 炉(熱風炉に限る。)、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあつては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

四 前号の風道にあつては、火を使用する部分から防火ダンパーまで及び防火ダンパーから二メートル以内の部分の厚さ十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆すること。ただし、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に十五センチメートル以上の距離を有する部分にあつては、この限りでない。

五 固体燃料を使用するものにあつては、たき口から火粉等が飛散しないものとする。また、ふたのある不燃性の取灰入れを不燃材料で造った床上又は台上に設けるか、又は当該対象火気設備等の底面の通気が図られたものとする。

六 燃料タンクは、使用中に燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しないものとする。

七 厨房設備にあつては、その天蓋には、火炎伝送防止装置(排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置をいう。)として、自動消火装置を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの、排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの又は防火ダンパー等が適切に設けられているものにあつては、この限りでない。

八 前号ただし書の規定にかかわらず、次に掲げる厨房設備には、自動消火装置を設けること。

イ 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備にあつては、同一室内に設ける全ての厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のもの

ロ イに掲げるもののほか、高さ三十一メートルを超える建築物に設ける厨房設備にあつては、同一室内に設ける全ての厨房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のもの

九 乾燥設備にあつては、次によること。

イ 乾燥物品が直接熱源と接触しないものとする。

ロ 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあつては、乾燥室内に火粉を飛散しないものとする。

(振動又は衝撃に対する構造)

第十二条 令第五条第一項第七号の規定により、対象火気設備等(建築設備を除く。)は、次の各号に定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造としなければならない。

一 地震その他の振動又は衝撃により容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じないものとする。

二 気体燃料又は液体燃料を使用するものの配管の接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とする。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあつては、その接続部分をホースバンド等で締め付ける場合に限り、差し込み接続とすることができる。

三 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び舞台装置等の電気設備にあつては、その変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

- 四 燃料電池発電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備の発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 五 ヒートポンプ冷暖房機にあつては、その内燃機関は、防振のための措置が講じられたものとする。
- 六 放電加工機にあつては、その工具電極は、確実に取り付け、異常な放電を防止すること。
- 七 内燃機関を原動力とする発電設備にあつては、防振のための措置が講じられた床上又は台上に設けること。
- 八 蓄電池設備にあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けること。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台にあつては、耐酸性としないことができる。
- 九 舞台装置等の電気設備にあつては、その電灯及び配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。
- 十 急速充電設備にあつては、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

#### (その他の基準)

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

- 一 燃料タンク（液体燃料を使用するもの（ストーブを除く。）に係るものに限る。）を屋内に設ける場合にあつては、不燃材料で造られた床上に設けること。
- 二 電気を熱源とするものにあつては、その電線、接続器具について、短絡を生じない措置を講ずること。
- 三 厨房設備にあつては、天蓋（屋外へ直接排気を行う構造のものを除く。）及び天蓋と接続する排気ダクト内の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理をすることとし、特に油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋には、特別な清掃を行う場合を除き、排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリス除去装置（グリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置をいう。以下同じ。）を設けること。この場合のグリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。
- 四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。
  - イ 気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備及び燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備のうち火を使用するものに限る。）のうち、出力十キロワット未満であつて、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられているもの
  - ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの
- 五 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備（建築設備を除く。）にあつては、水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。

## 火災予防条例（例）※蓄電池設備に係る部分のみを抜粋

昭和三十六年十一月二十二日  
自消甲予発第七十三号消防庁長官

### （蓄電池設備）

第一三条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が四千八百アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第十条第四号並びに第十一条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第九号の規定を準用する。

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第十条第四号、第十一条第一項第三号の二、第五号、第六号及び第九号並びに第二項並びに本条第一項の規定を準用する。

以下、準用している規定

### （火花を生ずる設備）

第一〇条 グラビヤ印刷機、ゴムプレッター、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備（以下「火花を生ずる設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 壁、天井（天井のない場合においては、屋根）及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを準不燃材料とした室内に設けること。

二 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

三 可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること。

四 火花を生ずる設備のある室内においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。

### （変電設備）

第一一条 屋内に設ける変電設備（全出力二十キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。

二 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

三 変電設備（消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

三の二 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

三の三 第三号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。

四 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。

五 見やすい箇所に變電設備である旨を表示した標識を設けること。

六 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。

七 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

八 定格電流の範囲内で使用すること。

九 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。

十 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第一項第三号の二及び第五号から第十号までの規定を準用する。